

後期高齢者医療制度の給付制度

国保年金課後期高齢者医療係 (☎5722-9838、☎5722-9339)

75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受けたかたを含む)が加入する後期高齢者医療制度は、医療費の一部負担(1割または3割)で診療を受けられるほか、次のような給付(いずれも申請が必要)があります。

高額介護合算療養費

世帯で1年間(元年8月~2年7月)に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担合計額が限度額(表1)を超えた場合、差額を支給します。対象者には2月下旬から3月上旬に申請書をお送りします。

表1 限度額

所得区分(別表★)	後期高齢者医療制度と介護保険の世帯合計額
現役並み所得 III	212万円
II	141万円
I	67万円
一般	56万円
住民税非課税ほか 区分II	31万円
区分I	19万円

※高額療養費・高額介護サービス費支給後の金額が対象
 ※世帯の総支給額が500円以下の場合には支給しない
 ※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額が0円の場合は対象外
 ※計算基準日時点(2年7/31)で、他の医療保険制度加入者とは合算しない

移送費

移動が困難な重病人が、医師の指示で一時的・緊急的に移送され、申請でやむを得ないと認められた場合に限り支給します(転院・退院時、検査目的、タクシー使用、自宅からの移送などは対象外)。

葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた(喪主)に7万円を支給します。申請期間は、葬儀(告別式)の翌日から2年以内です。

★所得区分

所得区分	判定基準	負担割合
現役並み所得	III 世帯の被保険者のうち住民税課税所得が最も高いかたの課税所得が690万円以上	3割
	II 380万円以上690万円未満	
	I 145万円以上380万円未満	
一般	145万円未満	1割
住民税非課税ほか 区分II	区分Iに該当しない	
区分I	全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない	

高額療養費

1カ月ごとの自己負担額が限度額(表2)を超えた場合、差額を支給します。対象者には、診療月から約4カ月後に申請書をお送りします。申請をすると振込口座が登録され、次回以降は申請不要になります。

表2 限度額

所得区分(別表★)	外来(個人ごと)	入院と外来の合計額(世帯ごと)
現役並み所得	III 252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
	II 167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
	I 80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
一般	18,000円*	57,600円 <44,400円>
住民税非課税ほか	区分II	24,600円
	区分I	15,000円

※ < > 内は過去1年間に高額療養費の支給が4回以上あった場合の限度額
 *計算期間(元年8月~2年7月)の基準日時点(2年7/31)で、一般または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額(高額療養費の支給がある場合は支給後の額)を合算し、144,000円を超える分を支給

療養費

- 次の場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。
- やむを得ず被保険者証を提示せずに受診
 - 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具の購入や、はり・きゅう・あんま・マッサージ、骨折・捻挫などで受けた柔道整復師の施術
 - 海外で受けた治療(治療目的で渡航した場合は対象外)

特定保健指導をご利用ください

国保年金課特定保健指導係 (☎5722-9024、☎5722-9339)

特定保健指導は、特定健康診査の結果から生活習慣病を発症する可能性の高いかたに、管理栄養士が生活習慣の改善を支援する制度です。対象者に案内をお送りしています。無料で食事や運動についての相談ができます。ぜひご利用ください。詳細は、ホームページ(右コード)をご覧ください。



パネル展示

特定保健指導と生活習慣の改善に役立つ内容を紹介します。
日時 1/29(金)~2/5(金)
 8:30~17:00(最終日は15:00まで)
会場 総合庁舎本館1階西ロビー



区立児童館・学童保育クラブの 民営化に関する計画素案(3~8年度) にご意見をお寄せください



国放課後子ども対策課放課後子ども施設係
 (☎5722-9358、☎5722-9328)

区は、児童館・学童保育クラブについて、社会ニーズに対応したサービスの展開や安全・安心に過ごせる多様な居場所の確保などの観点から、さらなる民営化を進めていくこととしました。このたび、基本となる考え方を取りまとめましたので、ご意見をお寄せください。

民営化対象施設

- <児童館> 東山、緑が丘
- <学童保育クラブ> 東山、東山第二、東山第三、菅刈、田道小学校内、油面小学校内、目黒本町、ひもんや、緑が丘

意見の提出方法

書式は問いませんが、「区立児童館及び学童保育クラブ民営化計画素案への意見」と明記のうえ、住所・氏名(団体の場合は所在地・団体名・代表者名)を書いて、郵送(持参可)・FAX・Eメールで、提出期間①または②(必着)に、総合庁舎本館2階放課後子ども対策課放課後子ども施設係(〒153-8573目黒区役所<住所不要>、☎5722-9328、☎mineikakeikaku@city.meguro.tokyo.jp)へ。頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します(原文、住所・氏名などは公表しません)。

- 提出期間** ① 2/25まで(回答公表時期は3月中旬)
 ② 2/26~3/26(回答公表時期は4月中旬)

☑計画素案(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・2階放課後子ども対策課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター(三田分室・鷹番を除く)、図書館、目黒駅行政サービス窓口で配布するほか、ホームページ(右コード)でご覧になれます。☑※感染症対策のため、閲覧を中止する場合があります



計画素案の説明動画を、ホームページ(右上コード)からご覧になれます

区民対象の説明会は、感染症の状況などを見ながら開催を検討し、今後ホームページなどでお知らせします。民営化対象施設利用者への説明会は、個別にお知らせします。

コロナ詐欺

ワクチン接種や検査を装った詐欺にご注意ください

☎生活安全課生活安全係
(☎5722-9667、☎5722-9409)

保健所や役所の職員を名乗る者から、新型コロナウイルスのワクチン接種やPCR検査の予約を持ちかけ、「予約金が必要です」とお金を要求する不審電話が確認されています。

少しでも不審に思ったら、迷わず警察へ
 目黒警察署(☎3710-0110)、碑文谷警察署(☎3794-0110)